

# 香川高等専門学校産業技術振興会会則

(名称)

第1条 本会は、香川高等専門学校産業技術振興会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域産業界と香川高等専門学校(以下「香川高専」という。)との連携を深め、香川高専が有する人・知・物的資源を活用し、技術交流や情報交換等各種事業を通し、地域産業の発展を図るとともに、香川高専の教育研究の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 産学連携による技術開発の推進、地域産業の発展に関すること。
- (2) 技術に関する講演会、講習会、研修会などの開催及び情報誌の発行。
- (3) 技術分野での技術相談、情報交換に関すること。
- (4) 企業社員の研修等育成支援事業に関すること。
- (5) インターンシップ、共同教育に関すること。
- (6) 企業説明会・見学会、卒業生による就職説明会に関すること。
- (7) 香川高専の教育・研究の充実、振興に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会は、本会設立の趣旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 法人会員 国内外の企業及び団体法人
- (2) 個人会員 本会の趣旨に賛同する香川高専卒業生等
- (3) 特別会員 大学、官公署、商工会議所等の公的機関、香川高専教職員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において会員のうちから選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し本会の業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、本会運営に関する事項を処理する。
- 4 幹事は、会長を助けて会務を処理する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。ただし、補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し毎年1回開催する。

- 2 会長は、総会の議長となる。
- 3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 運営の基本方針に関すること。
  - (2) 事業計画並びに予算・決算に関すること。
  - (3) 役員を選出に関すること。
  - (4) 会則の改正に関すること。
  - (5) その他本会の目的達成に関すること。
- 4 総会は法人会員及び個人会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議事は出席者（特別会員を除く。）の過半数の同意を以て議決する。  
(役員会)

第11条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、役員会の議長となる。
- 3 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 本会の事業、会計及び運営に関すること。
  - (2) その他会務遂行上必要と認められること。
- 4 役員会は年度末に会務ならびに会計報告を作り、総会で会員の承認を受けなければならない。  
(経費)

第12条 本会の運営経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会は、香川高専地域イノベーションセンター内に事務局を置く。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会においてこれを定める。

#### 附 則

- 1 この会則は、平成21年8月28日から施行する。
- 2 この会則施行後において最初に選任される役員の任期は、会則第8条第1項の規定にかかわらず、平成23年8月31日までとする。
- 3 この会則施行後の最初の事業年度は、会則第13条の規定にかかわらず、平成21年8月28日から平成22年8月31日までとする。

#### 附 則

この会則は、平成21年10月1日から施行する。